

第3節 生物多様性の保全

本県は、多様な気候と地理的な特性を背景に豊かな自然が育まれ、多種多様な野生生物が分布しており、維管束植物は約3,100種類、鳥類は約400種類、哺乳類は約50種類が生息・生育しています。

特に、奄美地域は、アマミノクロウサギやルリカケスなどの固有種が多く生息・生育しており、生物多様性保全の視点から世界的にも重要な地域です。

また、県内には絶滅のおそれがあると同時に学術的に価値のある野生動植物種が多く生息しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」で国内希少野生動植物種として指定されたり、「文化財保護法」で天然記念物に指定されて保護されています。さらに、県においても、希少野生動植物の保護を図るため、平成15年3月に「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、平成23年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

- ・ツルは、国際希少野生動植物種と国の特別天然記念物に指定されており、毎年約1万羽以上が出水平野で越冬することから、ネグラの設置や給餌などツル保護のための諸施策を講じています。

また、平成22年度、ナベヅル7羽について高病原性鳥インフルエンザの感染が確認されたことを受け、ツルの種の保存への感染リスク軽減を図るため、現地における迅速な検査体制の整備、罹患したツルの隔離施設の整備など防疫体制の確立を目指します。

- ・ウミガメは、春から夏にかけて延べ5,000頭前後（日本一）が産卵のため県内各地の海岸に上陸することから、ウミガメ保護のための監視活動や保護思想の普及啓発等を行っています。
- ・野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできないものです。

このため、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を基本として野生鳥獣を保護管理するため、鳥獣保護事業計画を策定し、この計画に基づく施策を実施するとともに、関係機関との密接な連携を保ちつつ鳥獣保護行政に努めています。

1 野生鳥獣保護

(1) 管理体制

鳥獣行政を円滑かつ適正に実施するため、鳥獣の保護及び狩猟の取り締りについて適正な指導監督をする鳥獣保護員を、県下に102人設置しています。

(2) 鳥獣保護区の設定状況

鳥獣保護事業計画に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るため県内にこれまで140箇所、面積72,082haの鳥獣保護区を指定しています。

なお、平成23年3月末現在の指定状況は、表2-12のとおりです。

また、鳥獣保護区の境界を明らかにするため、表2-13のとおり必要な標識を設置しています。

表 2-12 鳥獣保護区指定状況

(平成23年3月末現在)

種 別	国指定		県指定		計	
	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)	カ所	面積 (ha)
大規模生息地の保護区	(1) 1	(1,318) 4,788	(-) -	(-) -	(1) 1	(1,318) 4,788
森林鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(3) 63	(1,366) 59,388	(3) 63	(1,366) 59,388
集団繁殖地の保護区	(1) 1	(21) 21	(-) -	(-) -	(1) 1	(21) 21
集団渡来地の保護区	(1) 1	(54) 842	(-) 1	(-) 172	(1) 2	(54) 1,014
身近な鳥獣生息地の保護区	(-) -	(-) -	(-) 68	(-) 5,343	(-) 68	(-) 5,343
希少鳥獣生息地の保護区	(1) 1	(103) 320	(1) 4	(5) 1,208	(2) 5	(108) 1,528
生息地回廊の保護区	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
計	(4) 4	(1,496) 5,971	(4) 136	(1,371) 66,111	(8) 140	(2,867) 72,082

※ () は特別保護地区で内数

表 2-13 保護施設整備状況

年度 区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22
制 札	69本	77本	87本	65本	73本	67本
案 内 板	1基	2基	1基	1基	1基	1基
補助表示板	26枚	—	—	—	14枚	19枚

(3) 休猟区の設定状況

狩猟鳥獣が減少した地区において、3年間休猟することにより狩猟鳥獣の自然増加を図る目的で、休猟区を設定しています。

平成23年3月末現在で1箇所、2,894haの休猟区が設定されています。

(4) 特定猟具使用禁止区域の設定状況

銃猟による危険を防止するため、事故頻発地域、学校所在地、農林業上の利用が恒久的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のために入林者が多いと認められる場所、その他事故発生のおそれのある区域を、特定猟具使用禁止区域に設定しています。平成23年3月末現在で108箇所、48,124haの特定猟具使用禁止区域が設定されています。

(5) 野生鳥獣の保護・管理等**① 野生鳥獣の捕獲・飼育に係る許可等**

野生鳥獣の捕獲は、キジ、ヒヨドリ、タヌキなどの狩猟鳥獣として指定されているものを、定められた猟期内（11月15日から翌年の2月15日まで）に狩猟免許所有者が行う

以外は、法により禁止されています。

ただし、学術研究など特別な理由により環境大臣等の許可を得た場合、または、愛がん飼養目的としてメジロについて市町村長の許可を得た場合には捕獲することができ、これらにより捕獲した鳥獣について市町村長から登録票の交付を受ければ、飼養できることとなっています。過去5年間における登録票発行件数（更新を含む）は、表2-14のとおりです。

② 生息状況調査

ア キジ・ヤマドリの出会数調査

キジ・ヤマドリの出会数調査は、昭和43年から毎年全国一斉に実施しています。本県も狩猟解禁の初猟日において、出猟者が確認したキジ・ヤマドリの出会数を鳥獣保護員が聞き取り調査しており、最近におけるその調査結果は、表2-15のとおりです。

イ ガン・カモ科鳥類生息調査

ガン・カモ科鳥類生息調査は、昭和44年度から毎年1月15日前後に全国一斉に実施しています。本県も職員及び全鳥獣保護員を動員して実施しており、最近の調査結果は、表2-16のとおりです。

③ 傷病鳥獣の保護

社団法人鹿児島県獣医師会に委託して、保護措置を講じました。平成22年度に保護した鳥獣は、表2-17のとおりです。

④ 有害鳥獣の捕獲

鳥獣保護事業の推進により野生鳥獣の保護繁殖が図られていますが、野生鳥獣は、その習性上農林水産物を食害すること等により、被害を及ぼすこともあるので、農林水産業の振興を図るために、有害鳥獣の捕獲を実施して、被害を最小限にとどめるよう努力しています。有害鳥獣として捕獲した鳥獣は、表2-18のとおりです。

⑤ 特定鳥獣保護管理計画

近年、イノシシ・ニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大に伴い中山間地域において、農林業被害が深刻化しているため、イノシシ・ニホンジカに係る特定鳥獣保護管理計画を策定し、農林業被害の軽減と個体群の安定的な維持を図ることとしています。

（表2-18）

表2-14 鳥獣飼養登録状況

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
鳥 類	1,200羽	1,169羽	1,121羽	1,109羽	1,039羽
獣 類	250頭	219頭	208頭	198頭	182頭
計	1,450	1,388	1,329	1,307	1,221

表2-15 キジ・ヤマドリ出会数調査

区 分 \ 年 度	H18	H19	H20	H21	H22
聴 取 人 数	1,557人	1,367人	1,423人	1,330人	753人
キ ジ	664羽	441羽	458羽	367羽	248羽
ヤ マ ド リ	94羽	74羽	54羽	72羽	43羽

表 2-16 ガン・カモ科鳥類生息調査

年 度 区 分	H18	H19	H20	H21	H22
調 査 面 積	4,130ha	4,153ha	4,144ha	4,166ha	4,146ha
調 査 人 員	92人	96人	94人	97人	92人
ガ ン 類	5羽	24羽	0羽	0羽	0羽
カ モ 類	34,534羽	31,605羽	30,254羽	35,308羽	13,698羽
ハクチョウ類	2羽	0羽	38羽	0羽	0羽

表 2-17 保護した鳥獣の実績（平成22年度）

種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数	種 類	羽数・頭数
キ ジ バ ト	37	ア オ サ ギ	10	ウ グ イ ス	6
ド バ ト	23	ズアカアオバト	10	シ ラ サ ギ	6
ス ズ メ	20	ム ク ド リ	10	タ ヌ キ	6
ト ビ	18	ア オ バ ト	8	ア オ バ ズ ク	5
シ ロ ハ ラ	16	リュウキュウアカショウビン	8	ノ ウ サ ギ	5
ヒ ヨ ド リ	16	アカショウビン	7	ム サ サ ビ	5
ツ バ メ	14	ハ ヤ ブ サ	7	メ ジ ロ	5
サ シ バ	11	フ ク ロ ウ	7	リュウキュウコノハズク	5
		その他（66種）	112	合 計	377

表 2-18 有害鳥獣捕獲による捕獲状況

年 度		H18	H19	H20	H21	H22
区 分						
鳥 類 (羽)	カ モ 類	95	34	21	26	24
	キ ジ バ ト	24	33	19	0	0
	カ ラ ス 類	9,114	8,568	8,179	10,823	15,452
	ス ズ メ 類	824	1,678	1,020	898	540
	ヒ ヨ ド リ	828	433	473	200	8,731
	カワラバト	1,599	2,328	2,152	1,834	1,135
	そ の 他	221	351	323	283	533
	合 計	12,705	13,425	12,187	14,064	26,415
獣 類 (頭・羽)	イ ノ シ シ	3,795	3,098	4,206	5,015	6,675
	タ ヌ キ	1,274	791	940	1,335	971
	ノ ウ サ ギ	361	174	177	233	167
	ニホンザル	840	639	618	1,586	1,364
	ニホンジカ	1,462	1,284	1,866	2,652	4,936
	マングース	0	0	0	0	0
	ア ナ グ マ	96	101	140	287	495
	そ の 他	50	0	231	198	176
合 計	7,878	6,087	8,178	11,306	14,784	

2 ウミガメ保護

本県の豊かな自然環境を構成する貴重な野生生物であるウミガメの保護を図るため「鹿児島県ウミガメ保護条例」を昭和63年に制定し、保護対策を講じています。

平成22年度に実施した保護対策事業は次のとおりです。

① 啓発事業

小冊子（リーフレット）の作成、広報誌等による周知等

② 保護監視事業

- ・市町村ウミガメ保護監視員設置費補助（15市町村，監視員延べ1,980人）
- ・関係警察署によるパトロール

③ 県ウミガメ保護対策連絡協議会の開催

県，関係市町村，警察等の関係機関が情報交換等を行うことにより効果的な保護対策を確立することを目的とした協議会開催

（表 2－19）

表 2－19 ウミガメの上陸状況

区 分 \ 年 度	H18	H19	H20	H21	H22
上陸確認市町村数	29	29	31	34	33
上陸確認頭数(延べ)	3,552(170)	3,437(432)	9,443(359)	5,243(415)	7,824(302)

※（ ）書きはアオウミガメで内数

3 ツル保護

出水地域には毎年，約 1 万羽のツル（ナベヅルとマナヅル等）が渡来しており，そのほとんどが荒崎地区に集中して生息しているため，伝染病によるツルの絶滅が危惧される一方，地区外にも多数飛来して農作物への被害等の問題が生じています。このため，国指定鳥獣保護区の特別保護地区に指定されている東干拓地区において，生息環境の改善・整備等を行い，ツルの集中化の改善と農作物被害の軽減を図るための「特定地域鳥獣保護管理事業」を平成 8 年度から開始しました。平成 22 年度の事業内容は次のとおりです。

① 農地の借上げ

ツルの渡来期間中，東干拓地区の海側の農地を休遊地として借上げ，ツルのため良好な生息地として確保しました。（約 53 ヘクタール）

② ネグラの整備

借り上げた農地の中に，ネグラを 1 箇所設置しました。（約 1 ヘクタール）

③ 目かくし網等の設置

借り上げ地については，車等の光を遮断するため，目かくし網を設置し，借り上げ地以外は農作物の被害を防止するため，赤銀テープの設置を行いました。

④ 給餌事業

休遊地において，広く粗く給餌を実施しました。

⑤ 環境等調査

出水・高尾野地域で越冬するツルの羽数調査を行いました。

4 マングース対策

奄美大島におけるマングースは，1979 年ごろハブの駆除を目的に奄美市内（旧名瀬市）に約 30 頭放獣されたといわれています。外来種であるマングースはその後増殖し，環境省の調査（平成 8～11 年度）では 5 千～1 万頭前後が生息していると推定されました。環境省は希少種を含む生態系を保護する観点から，平成 12 年度から 5 か年計画でマングースの防除事業を実施し，生息数は当初の 1／3 程度まで減少したものの，同時に分布域の拡大や捕獲効率

の低下が生じているとしており、その完全な排除には至っていないところです。このため、環境省は平成17年6月から外来生物法のもとで、大幅に事業費を増額し、平成26年度の完全排除を目指した防除が実施されているところです。

また、平成21年6月には、鹿児島市において、沖縄島、奄美大島以外では初めてマングースの生息が確認されました。県では、根絶に向けて、まずは生息状況の早急な把握が重要と考えており、効果的な防除と生息情報の把握に努めています。

なお、過去5年間におけるマングース捕獲実績は、表2-20のとおりです。

表2-20 マングース捕獲実績

区分 \ 年度	H18	H19	H20	H21	H22
マングース防除事業（奄美）	2,713頭	783頭	947頭	598頭	311頭
マングース生息確認調査・防除事業（鹿児島市）	—	—	—	84頭	31頭

5 野生生物保護思想の普及啓発

(1) 愛鳥週間における啓発活動の推進

鳥獣保護の実効を期するためには、鳥獣に親しみ、その習性を知り、これを保護しようとする思想を広く県民に普及することが大切です。また、幼少期における教育課程での愛鳥思想の養成は重要です。このため、県下の小・中・高校生から「野生鳥獣保護」をテーマにしたポスターを募集し、優秀作品を愛鳥週間（5月10日から5月16日まで）中に表彰するとともに、入賞作品を県民交流センター及び仙巖園に展示し、県民への普及啓発を図りました。平成22年度の応募者は表2-21のとおりです。

また、野生鳥獣の保護思想を普及・高揚させることを目的として、愛鳥モデル校を指定（指定期間3カ年）しました。

表2-21 愛鳥週間作品コンクール（平成22年度）

学 校 別	ポスター	応募学校数
小 学 校	1,564	111
中 学 校	374	29
高 等 学 校	84	7
計	2,022	147

※特別支援学校は各学年に含める。

(2) ウミガメ保護啓発活動

小冊子（パンフレット）（1,000部）、テレビ等を利用した広報、パトロール開始式でのアピール、市町村広報誌等による周知徹底を図りました。

6 希少野生動植物の保護対策

希少野生動植物はこれまで「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」や「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」などの法令に基づき保護が図られてきましたが、希少野生生物調査の過程で、早急な保護対策を図る必要がある種があることもわかりました。

こうしたことから、捕獲等の禁止や生息地等における開発行為の制限などを規定した「鹿児島県希少野生動植物の保護に関する条例」を平成15年3月に制定し、平成23年3月現在で42種を捕獲等を禁止する指定希少野生動植物として指定しています。

7 奄美群島生物多様性の保全

奄美地域は、種の保存法の「国内希少野生動植物種」に指定されているオオトラツグミなどの鳥類や、特別天然記念物に指定されているアマミノクロウサギなど希少な野生生物が生息しているほか、世界中で奄美にしか生息しない固有種が多く生息している世界的にも重要な地域です。

現在、「人間活動と野生生物との共存の確保」は、どの地域でも大きな課題となっていますが、固有種・希少種が多く、多様な生物相を有する奄美群島では特に重要になっています。

このような状況に対応するため、環境省奄美野生生物保護センターが平成12年4月にオープンし、奄美に生息する野生生物の調査研究や、野生生物保護思想の普及啓発等を総合的に推進する拠点施設として、運営されています。

また、奄美市の金作原地区、らんかん公園、おがみ山公園、蒲生崎地区、金川岳地区については県の鳥獣保護区に指定されています。

8 野生生物の生息・生育環境の確保

・多自然川づくり

平成9年12月の河川法の改正に伴い、新たに「河川環境の整備と保全」「地域の意見を反映した河川整備の計画制度の導入」が盛り込まれたのを受けて、本県においても「リバーフロント整備事業」「地方特定砂防環境整備事業」等の事業で、魚類の生息・生育環境として重要な瀬や淵など、多様な水辺を保全し、多段式やスロープ式の魚道の設置など多自然川づくりを積極的に進めることとしています。（資料編10－(6)）

一方、「河川整備計画」の策定にあたっては、動植物の生息に必要な当該河川の維持流量を確保するなど生物の生息・生育環境の保全に努めています。